



令和8年8月4日

担当課	人事課
担当者	松見・田村
電話	(073) 435-1019
内線	2576・2564

職員の処分について

本日付けで、次のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

1 被処分者

総務局 総務部 技術主任 36歳 男性

2 処分内容

停職6か月

3 事案の概要

当該職員（当時、都市建設局職員）は、所属する課の親睦会幹事を任され、令和6年7月29日から令和8年4月16日までの期間、親睦会費の口座から無断で現金を引き出し、ギャンブルや借金返済のために私的流用していた。

親睦会費の出納簿と照合した結果、被害金額は、593,074円であることが判明した。現在、被害金額は全額返済されている。

4 処分理由

当該職員が行った行為は、市職員全体の信用を失墜させるものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。

5 その他

当該職員は、本日付けで依願退職した。